

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県教育委員会

委員長 安藤 厚

岩手県教育委員会規則第 6 号

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和 32 年岩手県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>(学則の制定)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 前項の学則を制定し又は変更する場合は、岩手県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けるものとする。ただし、高等学校の組織編制の改正に伴う学則の変更については、届出をもって足りるものとする。</p> <p>(校外行事)</p> <p>第 11 条 [略]</p> <p>2 教育活動の一環として行う修学旅行は、別に定める実施基準（以下「実施基準」という。）により実施しなければならない。ただし、実施基準により難しい場合及び海外を旅行先とする場合は、校長は、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。</p> <p>3 校長は、修学旅行を実施したときは、当該修学旅行の終了後速やかに、実施内容を教育委員会に報告しなければならない。ただし、前項ただし書の規定による承認を得たとき（海外を旅行先とする場合を除く。）は、この限りでない。</p> <p>(職員)</p> <p>第 17 条の 2 高等学校に置く職員は、校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員、技術職員、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手並びにその他の職員とする。</p> <p>2 [略]</p> | <p>(学則の制定)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 前項の学則を制定し、又は変更する場合は、あらかじめ岩手県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届け出なければならない。</p> <p>(校外行事)</p> <p>第 11 条 [略]</p> <p>2 教育活動の一環として行う修学旅行は、別に定める実施基準（以下「実施基準」という。）により実施しなければならない。ただし、実施基準により難しい場合及び海外を旅行先とする場合は、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>3 校長は、修学旅行を実施したときは、当該修学旅行の終了後速やかに、実施内容を教育委員会に報告しなければならない。ただし、前項ただし書の規定による届出をしたときは、この限りでない。</p> <p>(職員)</p> <p>第 17 条の 2 高等学校に置く職員は、校長、副校長（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 50 条第 1 項に規定する教頭（次項に規定する者を除く。）をいう。以下同じ。）、教諭、養護教諭、事務職員、技術職員、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手並びにその他の職員とする。</p> <p>2 高等学校に教頭（指導力の向上に関し学校教育法第 51 条において準用する同法第 28 条第 4 項及び第 5 項の職務を行う者をいう。）を置くことがある。</p> <p>3 [略]</p> <p>(副校長の職務)</p> <p>第 17 条の 3 副校長は、校長を助け、校務を整理し、必要に応じ生徒の教育をつかさどる。</p> <p>2 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副校長が 2 人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>(教務主任等の発令)</p> <p>第 20 条の 7 教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、総務主任、司書教諭、学科主任、農場長、舎監長、舎監及び分校主任は当該学校の教諭の中から、保健主事は当該学校の教諭又は養護教諭の中から、<u>校長の意見を聴いて</u>、教育委員会が命ずる。</p> | <p><u>その職務を代理し、又は行う。</u></p> <p>(教務主任等の発令)</p> <p>第 20 条の 7 教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、総務主任、司書教諭、学科主任、農場長、舎監長、舎監及び分校主任 <u>(以下「教務主任等」という。)</u> は当該学校の教諭の中から、保健主事は当該学校の教諭又は養護教諭の中から、教育委員会が命ずる。</p> <p><u>2 前項の規定による教務主任等及び保健主事の発令の事務は、校長が行う。</u></p> <p><u>3 校長は、前項の規定により発令の事務を行ったときは、その発令の日以後速やかに教育委員会に報告しなければならない。</u></p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>   |   |

附 則

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岩手県立高等学校の管理運営に関する規則第 2 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定による承認の申請を行っている校長は、それぞれこの規則による改正後の岩手県立高等学校の管理運営に関する規則第 2 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定による届出を行ったものとみなす。